

岡山県森林審議会議事録

- 1 開催年月日 平成29年12月26日(火) 10:30~12:00
2 開催場所 ピュアリティまきび 2階 「白鳥」
3 出席者

(出席した委員)

熊野義助
河野慶治
地職 恵
千葉喬三
三木直子
諸泉利嗣
山口紀久子
山崎親男
山名千代

13名中9名出席(五十音順)

(事務局)

農林水産部	農林水産部長	上原 毅
林政課	林政課長	池田 稔
治山課	治山課長	杉本 孝一
林政課	総括参事	石原 匡師
	副参事	牧野 俊輔
	主幹	松本 和憲
	主幹	奥村 清次
	技師	小林 利充
	技師	中川 葉月

- 4 欠席した委員
- | |
|--------|
| 井手 紘一郎 |
| 近藤 隆 則 |
| 田中 信 行 |
| 藤田 京 子 |

事務局
(石原総括参事)

定刻がまいりましたので、ただいまから岡山県森林審議会を開催させていただきます。

開会にあたりまして、農林水産部上原部長が御挨拶を申し上げます。

県

(上原 農林水産部長あいさつ)

事務局
(石原総括参事)

本審議会は、本年11月の委員委嘱替え後、最初の開催となりますので、御出席いただいております委員の皆様を配席順に御紹介させていただきます。

まず、左側手から、岡山森林管理署署長の熊野委員でございます。

次に、岡山県議会議員の河野委員でございます。

次に、岡山県自然保護センター主任の地職委員でございます。

次に、元岡山大学学長の千葉委員でございます。

次に、岡山大学大学院環境生命科学研究科准教授の三木委員でございます。

次に、岡山大学大学院環境生命科学研究科教授の諸泉委員でございます。

次に、岡山県女性林研連絡協議会会長の山口委員でございます。

次に、鏡野町長の山崎委員でございます。

次に、岡山県建築士会女性部会常任幹事の山名委員でございます。

なお、本日は、添付しております出席者名簿のとおり、4名の委員の方が所用により欠席されておられます。

次に、県側の出席者を紹介いたします。

先程、挨拶を申し上げました、上原農林水産部長でございます。

次に、池田林政課長でございます。

次に、杉本治山課長でございます。

以上で紹介を終わらせていただきます。

申し遅れましたが、私は本日の司会進行役を務めさせていただきます、林政課の石原でございます。

よろしく願いいたします。

まず最初に、本日の委員定足数について、御報告させていただきます。

委員定数13名のうち9名の皆様の御出席をいただいておりますので、本審議会は岡山県森林審議会運営規程第2条の規定による開催要件を満たしておりますことを御報告いたします

また、本日の森林審議会は、別紙傍聴要領のとおり公開されておりますので、お伝えいたします。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

まず、議題の(1)の会長及び会長代行の選任について、互選をお願いしたいと思います。

今回の審議会は、先程も申し上げましたように、委嘱替え後の最初の会議でございますので、新たに会長及び会長代行を選出する必要がございます

す。

会長及び会長代行につきましては、森林法第71条の規定により「各委員の互選によること」とされておりますので、皆様方から互選していただきたいと思います。

御推薦をいただきたいと存じますが、いかがでございますでしょうか。

熊野委員 事務局案はありませんか。

事務局 (石原総括参事) ただ今、事務局案という御発言をいただきました。
事務局としましては、引き続き、会長に井手委員さん、会長代行に千葉委員さんをお願いすることとと考えておりますが、いかがでしょうか。

各委員 (了 承)

事務局 (石原総括参事) それでは、井手委員さんに会長を、千葉委員さんに会長代行をお願いすることとしてよろしいでしょうか。拍手をもって御選任いただきたいと思っております。

各委員 (了 承)

事務局 (石原総括参事) ありがとうございます。
それでは、井手委員におかれましては審議会会長を、千葉委員におかれましては会長代行の就任につきましてよろしくお願いいたします。
本日、欠席の井手委員には、事務局から連絡させていただきます。

事務局 (石原総括参事) それでは、審議に入りますが、会議の運営は、岡山県森林審議会運営規程第2条の規定により会長が議長となることと定められておりますが、本日会長が欠席されておりますので、千葉会長代行に議長をお願いすることとしてよろしいでしょうか。
拍手をもって御承認いただきたいと思っております。

各委員 (了 承)

事務局 (石原総括参事) ありがとうございます。
千葉会長代行さんには、議長席に移動いただき、議事の進行をお願いいたします。

議長 千葉でございます。
それでは、規定があるようでございますので僭越ですが議長を務めさせていただきます。

議事が円滑に進行できますよう、皆様方の御協力をよろしく申し上げます。

次に、本日の森林審議会の議事録署名委員を指名したいと思います。
熊野委員と地職委員をお願いします。

地職委員及び
熊野委員 (了 承)

議 長 なお、書記は、事務局の松本主幹をお願いします。

事 務 局 (了 承)
(松本主幹)

議 長 それでは、審議に入らせていただきます。
議題の(3)の岡山県知事から諮問がありました、「地域森林計画の樹立及び変更について」 審議したいと思います。
事務局から説明してください。

事 務 局 (「地域森林計画の樹立及び変更計画(案)」について説明)
(牧野副参事)

議 長 ただいまの説明について、御意見、御質問はございませんか。

山 崎 委 員 分からないところとございますか、この計画は水系で作成されていますけれど、合併して、例えば美咲町や鏡野町は旭川と吉井川の両水系にまたがっている。しかし、行政区域による説明であったように思いますが、それで良いのでしょうか。

事 務 局 今、山崎委員の方から、一つの行政区域、市町村の中で複数の流域にまたがる市町村の扱いについての御質問と思いますが、以前、78の市町村があった頃には、例えば鏡野町さんの事例で申しますと、旧富村は旭川流域に属していたのですが、合併の際にどちらの流域を選択するかということ、その当時に市町村さんにも協議させていただいて、鏡野町さんであれば多くのエリアを占めております吉井川流域に属するということで整理するとして、行政上の扱いの中でこの3流域に区分しております。このようなことですので、厳密に市町村の中を割って地形に即した流域ではない計画で整理させていただいておりますことについては、御理解をいただきたいと思えます。そういった市町村が鏡野町さんを始め、お話のあった美咲町さんも同じ状況でございますが、合併の当時に協議させていただいて、それ以後、決めさせていただいているということで、御理解をお願いします。

す。

山崎委員 県全体のことでですので、行政区域よりも水系別にした方が分かりやすいのではないですか。合併した平成17年当時に、それぞれ、例えば岡山市などはかなり大きい面積で吉井川と旭川にまたがっているのですが、行政に協議してということの良いものですか。

事務局 (池田林政課長) 県下全体ということになりましたら、県全体の森林資源情報の把握ということで3流域を合計した県全体のものはございます。

さらに広く申しあげますと、例えば高梁川流域は一部広島県とも区域がまたがっているというようなこともありまして、多くの支流が複数の県をまたがるというような大流域の地域もございます。こういった整理につきましては、当時から国の指導もあって、このような流域単位の森林計画制度が現在まできているということで、いずれにしても様々な管理は流域単位で行うわけですが、その中で行政との関わりや把握の中でやむを得ない部分もございます。全国共通のことでもございまして、国の指導の中で行っているところでございますので、御理解をお願いします。

山崎委員 仕方がないということなのでしょうね。考えていることと、ここに落とすということでは少し違うのではないかとも思いました。

それから、基本的なことですが、森を守るという基本的な考えなんですけれども、メガソーラーのことが入ってくる。鏡野町でも風力発電を考えたのですが、これは再生エネルギーの中でも非常に成功しているところもあるのですが、作る経費よりも直す経費の方がたくさんかかるということで、故障したらそのまま放置されて景観上良くないということや、渡り鳥がぶつかるという問題などもあって駄目ですよ。そういう理由もあったのですが、このソーラー発電は20年の耐用年数があるのですが、熊本の震災で非常にクローズアップされたのですが、これの廃棄が問題なんです。人体に影響があるような廃棄物がでるので、これが森林に捨てられることになるかと困る。

設置するときには、その後の管理計画と、それから、つくれば儲かるんですけど、その中には廃棄することが入っているか、入っているならそれを遵守しなさいよと、その指導ができるのか、追跡をしてもらう必要があります。

事務局 (杉本治山課長) 山崎委員からの太陽光発電施設の20年後の処理等の考え方についてでございますけれども、今年4月に国の太陽光に係るガイドラインが施行されております。その中で施設が終了後の撤去の考え方、撤去費用について計画をきちんとしなさいという形で出されております。

これを受けまして、岡山県におきましても県の林地開発の事務処理要領

を9月に改正し、廃棄に係る資金計画や撤去計画を国のガイドラインに従って作成し、許可申請書に添付するよう求め、確認させていただいているところがございます。ただし、まだ廃棄されたところがございますので、それ以降のことにつきましては計りかねているところがございます。

議 長 国のガイドラインが出るより前に設置された太陽光パネルにも適用されるのですか。

事務局 (杉本治山課長) 4月からの施行で、それまでに完成していれば適用外ですが、計画のものについては、ガイドラインの中で、事後になりますけれども出しなさいということになっております。

議 長 どれくらいガイドラインが出るより前に作られているか、数量的なものはわかりませんが、山崎委員が心配されているのは、早く作られたものは、すでに経年されているわけですし、そういうものはガイドラインで追い打ちできるのか。

山崎委員 太陽光は国の強力な推進のもとにやってきたが、森を守るというのは保守なので、守るのであるならさせないと。そういう狭間をしっかりとさせないと、森は見えないんですよ。ほんとうに皆さんが森に入らなくなったのでこういうことが起きているんです。

議 長 先日、林地開発の審議でも話題になったところですが、森の側から言えば入れて欲しくないということなんです。国と県として、日本は国際的に見ても自然エネルギーの比率が非常に低い。その中で国策として森林の部分の一部犠牲にしてでも自然エネルギーを導入する流れがありますが、この中で、大きな支障がないところは仕方が無いから認めるというのが今のところの流れと。

ですが、さっき仰ったように、作ったものの始末をするときにきちんとしないと、エネルギーはつくらない、森は放置されるということになると困るということです。

山崎委員 県に聞きたいのですが、全国的な流れとして、パネルをつくる会社は乱雑な会社もあつたり、倒産して跡形もなくなってしまった会社もあります。作ったところはお金が入ってきているので良いということなんです。そういうことは県議会の方では、問題になっていないのですか。

河野委員 今回の一般質問でもでておりますし、問題意識をもっています。

山崎委員 追いかけてはいかないのですか。

河野委員 当然、問題意識は皆さんもっておりまして、特に県北の議員さんは強く意識されています。

山崎委員 追いかけていくことをお願いしたいと思います。

それに、業者は必要以上にくいついてきます。森が遊んでいるのだからというようなことで、引く手あまたにあるんでしょう。そういうところに入っていく。国の推進施策にうまく乗っていくということなんですね。岡山県の森を守るということから、国のガイドラインなども活用してしっかりアフターをやっていかないといけませんし。最初の業者は作るのが仕事ですが、その後のフォローがいますよね。10年くらい。そういうことはもっとされないのかな。森を守る立場からは、そこをお願いしておきたい。これは大きな問題になると思うんです。

議長 日本の場合、御存知のように、平地は手つかずで、新しく作るとなるとやはり傾斜地、山林ですよ。最近では農地、水田をつぶしてやっていますよね。それはそれとして、山はちょっと危ない。何らかの指導が入るような体制はつくっておく必要があると思いますね。

他に何か御質問なり御意見があれば。

先ほど、吉井川の計画で保安林の面積が出ていましたね。あれは、追加の指定をするということですか。結構な面積があがっていたように思いますが。

事務局 (池田林政課長) 今お話があったのは、お手元の資料の14ページの中段の辺りのお話かと思いますが、保安林として管理すべき森林の種類別の面積でして、計画の期末の面積ということになりますから、現有指定面積を含む面積があがっております。

議長 現有指定面積が入っているんですね。

事務局 (池田林政課長) 現有指定面積を含んでいる面積です。

議長 他に何か。他の御意見がなければ事務局の原案ですけれども、これを妥当であると、適当であると答申してよろしいか。どうですか山崎委員。行政区域と流域のこと、どちらなのかはっきりしないといけませんね。

ただ、森林計画は流域でという話は国から来てますから。

山崎委員 太陽光について、国の所管が違うのですが、できれば止めて欲しいですね。前へ進むのなら、方向はいいんですけど、撤去する際に国が肩代わ

りして、国が撤去しますよと。最後は。それぐらいの気持ちがあるなら続いてもいいんですけど。そこはしっかりしないと。北海道なんかは風力発電は止まっています。放置していますよ。たくさんあります。

議 長 他にも気がかりなのは、外国人が森林をたくさん買っているという問題もありますし、こういうことは国レベルでやってもらわないと。地方自治体レベルでやれと言われてもなかなか難しいことがあると思います。是非なにかの機会に、今のお話を含めて林政課から国へあげておいてもらいたい。機会があるごとに現場からこういうことがあると林野庁なり総務省なりにあげて対応してもらえるようにということをお願いしておきたいと思えます。エネルギーのことは国をあげての話になっていますので。

山崎委員 5ページの林道の開設なんですけれど、実行率は29%なんですけど、計画ではできていると。段々、実行率は下がってきますと、そういう説明だったんですけど、それでいいんですか。

事務局
(杉本治山課長) 吉井川に限らず、全県的な話をさせていただきますと、林道はこれまでどおり進めていきたいと考えております。林道密度は、直近の数字で言えばヘクタール当たり4.6mですが、開設延長がなかなか伸びない。予算的な面もあります。県あるいは市町村の財政的なこともございます。そういったことでなかなか伸びないということで、林道と、林道の一番規格的には簡易な、林業専用道という言葉がこの計画書に初めて出てきました。これは、概ねで言いますと、林道ですとメートル当たり20万円程度かけて開設しておりますけれど、林業専用道ですとメートル当たり6～8万円程度。林道の一番最低の規格のレベルというイメージを持っていただけだと思いますが、この林業専用道により森林作業に使える道の延長を計画に対して近づけていこうというものです。また、計画には出てきませんが、林業専用道規格相当というものも出てきておまして、従来の林道よりもある程度安く、しかしある程度使える道といったもので延ばしていきたい。計画数量自体の林道の延長は減ったように見えておりますけれども、もっと安いもので一生懸命やっていくという考え方でございます。これまでどおり林道の方は進めていくということでございます。

山崎委員 単価の安い林業専用道。高知県はすごく取り組んでいるんですけど、林業専用道は単価が安く、事業費ベースでは低いんですけど距離は伸びている。林業専用道は岡山県は少ないんですけど、高知県では5、6年前から進めている、舗装のない、構造物がない。林道台帳にあがっている。これを何故言うかといえば、森林環境税というものの用途を市町村で使うところでは、道がないとなかなか管理もできないし、鳥獣被害が多いところでは猟師も高齢で車が入れるところでないとなかなか山にも行けないというこ

とで。路網の整備というものは、かなり先を行かないと後がついて行かないので。先ほど、未だ十分でないということが確認できたので。県の財政も厳しいと思いますが。

議 長 以前は立派な舗装した林道ばかりやっていましたが、これを作業道に替えて、実態に合わせようとして、それでもなんとか道なりに使えるということが分かってきましたので、規格を落としてでも路網密度を上げていくという。

山崎委員 昔は歩いて行って木の手入れをしていたのですが、今は車が入らないと。

議 長 他に何かございますでしょうか。
それでは、この件につきまして、御意見も出つくしたようですので、お諮りします。
諮問事項の「地域森林計画の樹立及び変更について」は、いずれも適当であると答申してよろしいでしょうか。

山崎委員 先ほどのソーラーに関することは少しでもあげないのですか。これは正念場なんです。

議 長 そうですね。付帯か何かで対応が。

事務局 (池田林政課長) 委員から今日賜りました御意見につきましては、審議会の議事録として記録させていただきます。諮問案件には、直接にソーラーの開設やそれに対します方針について計画書の中に指定項目として該当しませんので、議事録として残させていただきますとともに機会あるごとに議長からお話のありました国との協議の場等で話題、議題にさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

議 長 事務局からありましたように、これは森林計画の立案とそれから申請に関することということで、それについての答申を知事にさせていただくということでもあります。
審議会の議事録としては山崎委員の御意見を残させていただくという取扱いとさせていただきたいと思います。

山崎委員 ありがとうございます。

各委員 (異議なし)

議 長 県知事からの諮問に関する審議はこれで終了いたしました。次に報告

事項といたしまして、平成29年1月から12月の1年間に、森林保全部会で処理しました事項を、岡山県森林審議会運営規程第4条第3項の規定により報告します。

それでは、事務局から説明してください。

事務局 (平成29年3月1日、4月10日及び10月18日開催の森林保全部会
(牧野副参事) の処理事項について説明)

議長 ただいまの報告事項について、何か御質問はございますでしょうか。

各委員 (特に意見なし)

議長 特に、御質問等がないようでしたら、以上で審議事項を終了します。

事務局 千葉会長代行、ありがとうございました。
(石原総括参事) それでは、これをもちまして、岡山県森林審議会を終了させていただきます。

本日は、長時間にわたりまして、御審議をいただき誠にありがとうございました。